

利用者各位

2019年8月吉日
株式会社 PEP Osaka

消費税法改正の対応に関するお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥の事とお慶び申し上げます。

日頃より PEP Osaka、PEP 治療院をご利用頂き、厚く御礼申し上げます。

この度、予定されています「消費税率改定」に対して、弊社における消費税の取り扱いについて、下記の通り対応させて頂く運びとなりました。

内容をご確認頂き、ご理解とご協力賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 変更内容

現行：税抜き価格+消費税 8%

↓

改訂後：税抜き価格+消費税 10%

2. 適用開始日

2019年10月対象分より

3. お取引

消費税をお預かりするすべてのお取引

各種会費、利用料、有料サービス、販売商品など。(飲食料品の軽減税率提要販売品を除く)

【月会費の取り扱いについて】

2019年10月以降の会費は月払い会費(税抜き価格)に消費税10%をお預かり致します。会費の引落につきましても、10月会費(9月27日引落分)より適用となります。

【回数券の取り扱いについて】

消費税増税前にご購入頂いた商品(パーソナルトレーニングパック、ストレッチ回数券、ハイチャージ回数券等)で、改定後もご利用される際は差額をお支払い頂くこと無くそのままご利用頂けます。

以上